

昨年、2012年は福祉用具サービスにとって大きな変革の年でした。それは2度目の制度見直しの中で、福祉用具サービスにもようやく個別サービス計画書の作成が義務付けられるようになったことです。

福祉用具の個別サービス計画書である「福祉用具サービス計画書」は、数多い福祉用具の中からなぜその用具が選ばれたのか、その理由を使用者の留意点とともにご利用者にお示しすることにより、安全で効果的な福祉用具の利

## 個別計画の義務化に期待

### トップ登場

用に資するとても大事な帳票です。私たち用具サービス関係者は、むしろ個別サービス計画は福祉用具サービスにこそ必要なものではなかったかと考えています。福祉用具は今まで、単なる「モノ」サービスという受け止め方をされがちで、サービスの質が評価

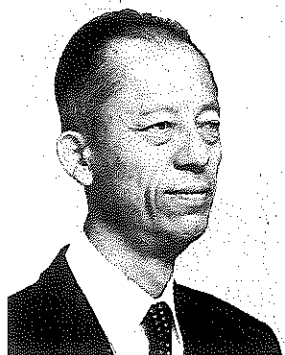
される機会は少なかったと思います。その結果、介護保険制度が10年以上経過した今、福祉用具サービス事業者や福祉用具専門職である福祉用具専門相談員の質にはかなりの格差ができてしまったのです。しかしながら、「福祉用具サービス計画書」作成義務化の導入により、福祉用具専門相談員の力量が見える化され、用具サービス全体のレベルアップへの期待が高まってきました。

また、書面による計画書作成が、ケアカンファレンスなどでの多職種連携にも大きな効果をもたらすと思います。そして導入時の計画書を元にモニタリングを繰り返

返し、状況が変わっていれば再度、計画書を作成し、用具を変更するといったPDCAサイクルの構築がスムーズにできるようになりました。常に最適な福祉用具を安全にお使いいただける環境が整ってきたのです。

介護の基本は自立支援です。介護が必要になってもできるだけ人の世話にならずに気兼ねなく自分の思いのままに生活したいと思っているのは私だけでしょうか？

福祉用具を使って自分でできることが増えた時、その人の心はきっと、幸せな気持ちで満たされることでしょう。それは福祉用具サービスでしか味わえないオンラインワンの喜びであり、しかも、おまけにそれはなんと24時間365日使いたい放題のサービスなのです。素晴らしい！



一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会  
理事長 山下 一平